

令和7年度愛媛県介護生産性向上推進事業実施要領

第1 趣旨

本要領は、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の実施について（令和7年4月9日老発 0409 第20号本職通知）」の別紙2「令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」に基づき、愛媛県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度愛媛県介護生産性向上推進事業費補助金交付要綱」に定める補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本事業は、生産年齢人口が急速に減少することが見込まれる中、地域のモデルとなる事業所を育成し、広く他の事業所にその取組を面的に伝播することで、介護従事者の負担軽減等の待遇改善と働きやすい職場環境の整備を進め、もって介護サービスの質の向上及び介護従事者の確保に資すること（以下「介護生産性向上」という。）を目的とする。

第3 事業の内容

地域における介護生産性向上のモデル事業所育成のため、テクノロジーの導入など取組に必要な経費を補助する。

第4 事業を実施する際の条件

補助事業者は事業実施にあたり、次の点を遵守する。

- (1) 介護生産性向上に取り組む地域のモデルとして、業務に支障がない範囲で、他の介護事業所等への助言や見学受入れ及び県が実施する研修会等への協力を行う。
- (2) 補助を受ける介護事業者は、業務改善計画を作成して県及び厚生労働省に提出するものとし、具体的な計画内容や提出方法、報告期限等については厚生労働省及び県の指示に従うものとする。

なお、特に活用定着に向けたサポートが必要な介護ロボット、ICT等を導入する事業者については、業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、県介護生産性向上総合相談センターもしくは県介護ロボット相談窓口にご相談すること。

- (3) 補助事業者は、補助を受けた年度の翌年度に、県及び厚生労働省に業務改善効果等を報告するものとし、補助を受けた翌年度から3年の間、業務改善計画で定めた内容に対する効果を報告するものとする。なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、厚生労働省及び県の指示に従うものとする。
- (4) 補助事業者は、介護生産性向上の取組により抽出された課題・達成すべき目標・期待される効果・目標達成に向けたプロセス・定量的、定性的な効率化につながった事項（残業時間や文書量の縮減等により職員の負担軽減やミスの防止につながるもの等）・サービスや業務の質の向上につながった事項（利用者とのコミュニケーションの時間、アセスメントの時間、多職種連携など

による情報共有のための時間及び研修参加など人材育成に係る時間の確保等)等、広く他の事業所にその取組みを横展開する際に参考となる取組内容をまとめるものとし、内容及び提出時期は県の指示に従うものとする。

なお、これらの報告内容は県のホームページ等により公表することがある。

- (5) 補助事業の実施にあたっては、複数の者から見積を徴する等、適正な価格により実施すること。
- (6) この要領の施行日以降に発生した対象経費を補助対象とする。
- (7) 補助事業は、原則、令和8年1月31日までに完了するものとする。
- (8) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。